

三重中央開発(株) ジオメルト無害化施設 維持管理計画

	基準	適合計画
1	外気と遮断された状態で溶融炉に投入すること。	溶融炉への詰め込みは前処理棟内で行う。前処理棟内は全体集塵及び粉じん発生箇所における局所集塵装置を設置しており建屋内を負圧状態にすることが可能です。またバッチ方式により外気と遮断された状態とする事が可能です。
2	投入された石綿含有廃棄物等の温度をすみやかに摂氏1,500度以上とし、その温度を保つこと。	溶融施設(ジオメルト)は約1,600度以上の温度域で処理対象物を溶融します。炉内各所に設置する熱電対で温度を管理します。
3	溶融炉内の温度を直接的又は間接的かつ連続的に把握するとともに、その把握した結果及びこの結果から推定される溶融炉内の温度を直接的又は間接的かつ連続的に把握する温度を記録すること。	炉内各所に設置する熱電対で温度を管理し、DCSデータとして連続的に記録します。
4	排ガス中の石綿の濃度を6月に1回以上測定し、かつ、記録すること。	排ガス中の石綿の濃度を6月に1回以上測定し、かつ、記録すること。
5	溶融処理生成物で石綿が検出されない事を確認するための試験を6月に1回以上行い、かつ、記録すること。	溶融処理生成物で石綿が検出されないことを確認するための試験を6月に1回実施し記録します。
6	排ガスによる生活環境の保全上の支障が生じないようにすること。	排ガスはサーマルオキシダイザー、スクラバー、HEPAフィルター、活性炭フィルターで浄化し大気に放出します。
7	排ガス処理設備に堆積したばいじんを除去すること。	HEPAフィルター、活性炭フィルターに堆積したばいじんはフィルターごと除去します。
8	火災防止のための必要な措置を講ずるとともに、消火設備を備えること。	消防法の規定に基づき消防設備を設置しております。
9	溶融炉に投入するために必要な前処理用破碎設備に掛かる以下の基準を遵守すること。	
a	破碎に適さないものが含まれていないことを連続的に監視すること。	前処理工程において破碎するものを目視確認の上選別し、重機オペレーターが投入物を目視確認しながら直接破碎機へ投入することにより破碎不適物の混入を防止します。
b	飛散防止のために必要な措置を講ずること。	破碎機に局所集塵装置を設置しておりHEPAフィルターと活性炭フィルターで吸着除去します。破碎機は飛散性の少ない低回転の二軸破碎機を採用しており粉じんの発生を低減しております。
10	集じん機が適正に稼働していることを定期的を確認すること	毎日差圧計をチェックし確認します。
11	集じん機を通過したガス中の石綿の濃度を6月に1回以上測定し、かつ、記録すること。	集塵装置出口において6月に1回放出空気中の石綿濃度を測定し記録します。